入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年4月26日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　山田　邦博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○第１号

1　工事の概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国立国会図書館関西館新館（仮称）電気設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　京都府相楽郡精華町精華台８－１－３

⑷　工事内容　本工事は、国立国会図書館関西館の新館増築に伴う電気設備の新設及び本館の電気設備改設一式を行うものである。

新館（仮称）　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）　地上７階地下１階建　延べ面積24,966㎡　新築１棟、連絡通路　鉄骨造平屋建　延べ面積36㎡　新築１棟、既設本館

工事種目

受変電設備、構内情報通信網設備、情報表示設備、拡声設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備　各新設・改設一式

電灯設備、動力設備、雷保護設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内交換設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、構内配電線路設備、構内通信線路設備　各新設一式

撤去工事　撤去一式

⑸　工期　契約締結の日の翌日から平成31年９月30日まで

⑹　使用する主要な資機材

受変電設備　一式（閉鎖形配電盤）、太陽光発電装置　一式、構内情報通信網装置　一式、自動火災報知装置　一式（ＧＲ型複合受信機）、中央監視制御装置　一式、防犯入退室管理装置　一式

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、工事監理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の図書館、博物館、美術館、事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の建築物において、収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫、閲覧室、事務室又は会議室の合計面積が5,000㎡以上有するもの

２）階　　数　地上３階以上

３）工事種目　受変電設備及び電灯設備

ただし、上記１）から３）は同一工事の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成13年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成13年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）及び５）の要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の図書館、博物館、美術館、事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の建築物において、収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫、閲覧室、事務室又は会議室の合計面積が1,500㎡以上有するもの

５）工事種目　電灯設備

ただし、上記４）、５）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

⑻　１級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格をする者であること。

⑼　平成13年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸４）及び５）の要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事の経験は認められない。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑽　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。